

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天竜公園阿智線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村伍和6554番の3地先から 下伊那郡阿智村伍和6440番の1地先まで	旧	4.6~11.1 m	0.1460 km
同上	新	7.6~26.5	0.1460

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 路線名 立科小諸線
- 2 供用を開始する区間
小諸市大字大久保字1507番の17地先から
小諸市大字大久保字1484番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1 (1) 路線名 別所丸子線
- (2) 供用を開始する区間
上田市別所字横捲1852番3地先から
上田市別所字欠下53番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月10日
- 2 (1) 路線名 鹿教湯別所上田線

県民協働課

- (2) 供用を開始する区間
上田市別所字横捲1852番3地先から
上田市別所字比蘭樹1897番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

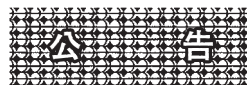
その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

- 1 路線名 天竜公園阿智線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿智村伍和6554番の3地先から
下伊那郡阿智村伍和6440番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども・若者サポートはみんぐ
- 3 代表者の氏名
櫻井 裕記
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市荒井3500番地1 伊那市生涯学習センター5F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年及びそれに関わる個人、法人、その他団体等(以下、青少年等という。)に対して、子ども・若者に寄り添った多様な自立支援をおこなうとともに、本人・家族の孤立を防ぎ、だれにでも居場所と出番のある包容力のある豊かな地域社会をめざす活動をもって、すべての人が生きやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年3月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人信州日本文明文化研究会
(変更後) 特定非営利活動法人日本文明苑
- 3 代表者の氏名
鈴木 健夫
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市大字湖南6396番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、講演会、講座、演奏会、出版等により人間本来の価値観より発展したところの人間学及びわが国の伝統文化の普及啓発に関する事業を行い、環境に配慮し、人間的絆で結ばれ、礼節をわきまえた人間社会の形成及び伝統文化の継承発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年3月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たん
- 3 代表者の氏名
飯島 尚高
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市長土呂587-6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の中で一時的もしくは恒常的に支援を必要としている障害児者やそのご家族に対して、的確な状況分析を行い、明確な説明と同意の下で、正確なサービスの提供もしくは各機関との連携調整がなされる事によって、利用する側の納得のいくその方らしい生活が保障される支援を地域の中で展開し、誰もが住みやすい地域作りに寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) プラスワン長野店
長野市大字北長池2045
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社プラスワン
山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1818
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社プラスワン
山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1818
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,346平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 71台
 - (2) 駐輪場の収容台数 12台
 - (3) 荷さばき施設の面積 84平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 21立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社プラスワン	午前6時15分	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前5時45分から午後10時15分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 3か所 合計6か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成28年1月27日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成28年3月10日から平成28年7月11日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人えぼし湯の丸高原	東御市和6758-16	東御市和字新田6696-4ほか20筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成28年3月10日

農村振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 許可番号

平成27年8月25日 長野県長野地方事務所指令27長地建第20-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字上平字出浦175-18、186-1、186-3、186-5、187-1、189-1、189-2、194、195、196、197、197-1、197-2、197-3、197-4、198、200-1、200-4、200-5、200-6、200-8、201、202-1、202-2、203、203-1、204-2、204-4、204-5、204-6、205-3、205-5、205-6、205-9、205-12

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埴科郡坂城町大字坂城9347

株式会社竹内製作所 代表取締役 竹内明雄

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年3月10日

長野県警察本部長 尾崎 徹

1 落札に係る物品等の名称及び数量

住宅地図データ一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成28年2月19日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社ゼンリン長野営業所

(2) 所在地 長野市三輪荒屋1151-1

5 落札金額

1月当たり賃借額 912,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年12月24日

情報管理課